

別表六（十九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の11の2第2項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等^{はん}を取得した場合の法人税額の特別控除》又は令和6年改正前の措置法第42条の11の2第2項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等^{はん}を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「特定税額控除規定の適用可否」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載します。
 - (1) 別表六(七)「6」、「7」、「11」、「12」又は「16」の要件のいずれかに該当する場合
 - (2) 措置法第42条の4第19項第7号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に規定する中小企業者（同項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者^{はん}に該当するものを除きます。）又は同項第9号に規定する農業協同組合等に該当する場合
- 3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」の欄は、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。
- 4 「差引改定取得価額10」の欄は、特定事業用機械等（措置法第42条の11の2第1項に規定する特定事業用機械等をいいます。）に係る一の特定地域経済牽引事業施設等（同項に規定する特定地域経済牽引事業施設等をいいます。）を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超える場合には、

「差 引 改 定 取 得 価 額
(8)－(9)

80億円 × $\frac{\text{一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額}}{\text{10 と読}}$

み替えて計算した金額を記載します。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該合計額その他参考となるべき事項を記載します。

- 5 「同上のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額13」の欄は、「同上のうち機械及び装置並びに器具及び備品に係る額12」の金額のうち特定法人（措置法第42条の11の2第1項第1号に規定する特定法人をいいます。6において同じです。）がその同項に規定する承認地域経済牽引事業（措置法令第27条の11の2第2項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等^{はん}を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》の規定による主務大臣の確認を受けたものに限ります。6において「承認地域経済牽引事業」といいます。）の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品に係る額の合計額を記載します。
- 6 「同上のうち地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業の用に供したものに係る額14」の欄は、「同上のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額13」の金額のうち特定法人がその承認地域経済牽引事業（措置法令第27条の11の2第3項の規定による主務大臣の確認を受けたものに限ります。）の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品に係る額の合計額を記載します。